

埼玉県公安委員会告示第116号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和7年6月20日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 埼玉県春日部市内牧3323－6

現住所 不明

審査請求人 長谷沼 邦彦

2 公示事項

審査請求人が、行政不服審査法第2条の規定に基づき、令和6年8月29日に当公安委員会に提起した審査請求について、当公安委員会は、令和7年6月4日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないことから、令和7年6月6日付けで埼玉県公安委員会掲示板に掲示した。

当該裁決書の謄本は、当公安委員会（埼玉県警察本部警務部監察官室）において保管し、いつでもこれを交付することから、審査請求人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。